

東久留米市立小・中学校給食危機管理マニュアル【ダイジェスト版】

【食中毒への対応】 学校編

1 学校の初動対応

校長を中心に、副校長、学校医、学校薬剤師、栄養職員等により事故の概要の把握に努めるとともに、教育委員会（学務課）や管轄保健所とも情報の共有を図る。

- ・ 児童生徒の健康状態（症状の有無、早退者の有無等）の把握
- ・ 児童生徒の欠席状況及びその理由（家族の状況も含む）の調査
- ・ 調理従事者、栄養職員及び教職員の欠席状況及びその理由の調査
- ・ 原因究明に必要な書類（学校日誌、出席簿、献立表、調理手配表など）の整備

また、校長は当日以降の学校運営、給食運営について、学校医、教育委員会、保健所等関連機関の指導助言を得て決定する。

2 保護者への対応

- ・ 被害児童生徒の保護者には個別に対応するとともに、給食が中止になる場合は早急に保護者全員に連絡する。
- ・ 経過や状況の周知については、児童生徒のプライバシーに配慮し説明する。
- ・ 経過や状況の報告については書面を用いるとともに、必要に応じて説明会を開催する。

3 保健所等への対応

- ・ 様式により児童生徒の出欠状況を教育委員会（学務課）に報告する。
- ・ 保健所が行う検査、調査には十分に協力する。

4 患者等への対応

- ・ 罹患した職員で腸管出血性大腸菌感染症の患者は検査により病原体が検出されなくなるまで、その他の感染症等については医師の判断により、出勤が制限される。また罹患した児童生徒については、学校保健安全法により出席停止の措置を受ける場合がある。
- ・ 被害児童生徒及び教職員がいじめ等の対象とならないよう、人権やプライバシーの保護に十分配慮する。

【食中毒への対応】教育委員会編

1 緊急対応

食中毒事故発生時は、危機管理対策委員会を設置し、保健所と連携した体制を構築し対応する。

2 情報収集、連絡、管理

- 学務課長は、当該校と連携し情報収集及びその整理を行い、教育総務課、指導室、健康課と情報を共有する。
- 教育総務課長は、学務課、指導室、健康課の情報を統合統括し、マスコミ対応を行う。

3 応急体制

- 学務課は保健所が行う検査、調査に十分協力するとともに、その結果を危機管理対策委員会に報告する。また、危機管理対策委員会での協議を経て、学務課及び当該校は再発防止策を講ずる。
- 教育部長は、市長部局及び市議会に即時報告する。
- マスコミ及び市民への情報提供は、一貫性をもって慎重に行うため、教育総務課長が保健所及び秘書広報課と連携して行う。

4 緊急対応の評価と再発防止

- 食中毒の発生原因や発生時の対応について記録をもとに整理し、発生原因については保健所に協力してその究明にあたるとともに、発生時の対応について評価を行う。また再発防止のため、啓発活動やマニュアルの見直し等を行う。
- 学務課長は、危機管理委員会への報告を随時行う。

【異物混入の分類】

大分類	中分類	小分類	取扱い
異物混入	被害あり	・受傷	異物混入事故
		・異物嚥下 ・異物大量広範囲による除去不能	
	被害なし	・危険物混入 ・代替不提供	異物混入事故
・代替提供		ヒヤリハット事例	

【異物混入事故の対応】 学校編

1 学校の初動対応

- ・ 校長（または副校長）は、異物確認、現物の保存、児童の健康確認、給食の安全確認を行う。
- ・ 栄養職員は、調理器具の点検、調理工程のチェック、残菜のチェック、納入業者への連絡を行うとともに、調査結果を校長に報告する。
- ・ 配膳員は、配膳状況のチェックを行い、校長に報告する。

2 保護者への対応

- ・ 被害児童生徒の保護者には個別に対応するとともに、給食の全部または一部が中止になる場合は早急に保護者全員に連絡する。
- ・ 異物混入の状況や経過については書面を用いて保護者へ報告する。

3 学務課への報告

校長は、異物の混入を確認したら、学務課へ直ちに電話連絡し、速やかに報告書を提出する。

4 保健所への連絡

混入した異物が、明らかに調理室内のものとは考えにくい場合（釘・針・刺激臭がする等）は、学務課に連絡するとともに必要に応じ保健所へ連絡する。

5 その他

給食室で機械器具類に異常を発見した場合（ボルト等の紛失など）は、異物が発見される前に給食の提供を中止し安全を確認する必要があるが、この場合も異物混入発生時と同様の取り扱いとする。

【異物混入事故の対応】教育委員会編

1 緊急対応

異物混入事故発生時は、学務課を中心とした体制を組み対応する。学務課長が被害の程度が深刻であると判断した場合は、速やかに危機管理対策委員会を設置し体制を移行する。

2 情報収集、連絡、管理

- 学務課は当該校と連携し情報収集及びその整理を行い、学務課長を中心として原因究明を行う。
- 学務課長は、発生状況及び原因究明経過について保健所に報告し意見を求めるとともに、調査結果について教育部長に報告する。

3 応急体制

- 学務課長及び当該校の校長は原因究明に努めるとともに、危機管理対策委員会を設置した場合には調査結果を危機管理対策委員会に報告する。また、危機管理対策委員会での協議を経て、学務課及び当該校は再発防止策を講ずる。
- 教育部長は、適切な時期に市長部局及び市議会に報告する。
- マスコミ及び市民への情報提供は、一貫性をもって慎重に行うため、学務課長が秘書広報課と連携して行う。

4 緊急対応の評価と再発防止

異物混入事故の発生原因や発生時の対応について記録をもとに整理し、発生原因の究明にあたるとともに、発生時の対応について評価を行う。また再発防止のため、啓発活動やマニュアルの見直し等を行う。

【ヒヤリハット事例の対応】学校編

1 学校の初動対応

- ・ 校長（または副校長）は、異物確認、現物の保存、児童の健康確認、給食の安全確認を行う。
- ・ 栄養職員は、調理器具の点検、調理工程のチェックを行うとともに、調査結果を校長に報告する。
- ・ 配膳員は、配膳状況のチェックを行い、校長に報告する。
- ・ 校長は報告書を学務課に提出する。

【ヒヤリハット事例の対応】教育委員会編

1 対応

- ・ 小学校のヒヤリハット事例発生時は、校長を中心とし学務課と連携して対応する。
- ・ 中学校のヒヤリハット事例発生時は、学務課長を中心とし当該校と連携して対応する。

2 情報収集、連絡、管理

- ・ 小学校のヒヤリハット事例は、当該校において校長を中心とし、情報収集とその整理及び原因究明を行い、その結果を踏まえ再発防止策を講ずるとともに、その内容を学務課長に報告する。
- ・ 中学校のヒヤリハット事例は、学務課長を中心とし情報収集とその整理及び原因究明を行い、その結果を踏まえ再発防止策を講ずる。
- ・ 学務課長は、当該事例について教育部長に報告する。
- ・ 学務課長は、当該事例について必要と判断した時は、他校へ注意喚起を行う。

3 応急体制

学務課長は原因究明に努めるとともに、再発防止策を講ずる。

4 緊急対応の評価と再発防止

発生原因や発生時の対応について記録をもとに整理し、発生原因の究明にあたりるとともに、発生時の対応について評価を行う。また再発防止のため、啓発活動やマニュアルの見直し等を行う。

【食物アレルギーによる症状への対応】

「学校給食における食物アレルギーの児童・生徒対応マニュアル（平成28年12月策定）」にしたがって対応する。

【情報公開について】

1 基本方針

健康被害の発生、又は給食提供不能となった場合、直接の影響を受けた児童生徒とその保護者への謝罪と状況の説明は、できるだけ速やかに行われなければならない。

一方、その他の関係者、議会に対する各種の報告は、正確性を最も重んずべきであって、速報性を優先したために、誤った情報、不確実な情報を流し、児童生徒、保護者にいたずらな不安を与えるようなことを行ってはならない。

また、いずれの場合も、対象となった児童生徒のプライバシー保護には、最大限の注意を払わなくてはならない。

2 事故別報告対象基準表

各案件が発生した際の報告対象範囲は次のとおりとする。

	対象／実施者	当該家庭	学校内	議会	全校*1
		(校長)	(校長)	(教委)	(教委)
1	食中毒	◎	◎	◎	○
2	異物混入事故	◎	○	○	○
3	食物アレルギー症状	◎	△	△	△

◎…即時行う

○…事実、原因、事後の対応 について調査の上、後日行う

△…被害程度等によりプライバシーに考慮しながら（ ）の判断で行う

*1 すべての小中学校保護者代表が構成する学校給食運営協議会で報告する。

なお、ヒヤリハット事例については、給食運営協議会において、前年度を集計期間とし、「小中学校別報告件数」「混入物」「原因（判明したものにかぎる）」を学務課より報告するものとする。